

消費者契約における不当条項規制の法的枠組み

—消費者契約法8条、9条、10条の横断的分析—

高野雄史

序論 問題の所在

- 一 消費者契約における不当条項規制の根拠
- 二 裁判例の傾向
- 三 裁判例の分類
- 四 結語

序論 問題の所在

消費者契約法が施行されて15年が経過し、その在り方が再検討され、2016年6月3日に平成28年法律第61号として公布されることとなった⁽¹⁾。本改正は実体法に関するものであり、契約締結過程の規制及び不当条項規制の両面において行われた。不当条項規制においては、個別条項規制と一般条項について、既存の規制内容の修正と新たな規制が図られることとなった。

しかし、本改正では、不当条項の種類の追加（いわゆる不当条項リストの拡充）などが今後の課題とされた⁽²⁾。不当条項リストの検討では、①対象となる契約条項を例外なく無効とする規定、又は、②対象となる契約条項のうち一定のものを無効とする規定を設けることについて議論されることになり、今後は不当条項リストへの該当性が問題となる。

その一方で、裁判例では、主に法9条1号の「平均的な損害」の解釈や立証責任の問題、また、法10条前段要件及び後段要件の解釈が問題となっている。そして、法8条・9条は個別条項規制として要件が明確であることから、法10条において多様な条項が判断されている⁽³⁾。そのため、本来的には法

8条・9条の延長線上に位置づけ得る契約条項であっても10条により判断されているものが存在すると思われる。そこでは、条文相互間の関係を考慮した検討が必要となる。

そこで、本稿は、法10条に関する裁判例をまとめつつ、法8条・9条・10条の基本的枠組みに分けて類型化をし、横断的な分析を行うことで、不当条項規制の法的枠組みについて検討を試みる。具体的には、第一章において、消費者契約における不当条項規制の根拠について確認する。次に、第二章において、法10条に関する裁判例の傾向を適用範囲と後段要件の判断基準の観点でまとめ、第三章において、法8条・9条・10条の基本的枠組みに基づいた裁判例の類型化を試みる。最後に、第四章において、これまでの検討の結果をまとめることとする。

一 消費者契約における不当条項規制の根拠

本章では、消費者契約における不当条項規制の根拠について確認する。なぜなら、不当条項規制は「どのような条項が対象となるか」と同時に「なぜ規制されるのか」が重要であるからである。そこで、消費者基本法及び消費者契約法の基本理念について述べる。

1. 消費者基本法⁽⁴⁾の理念

消費者問題は、大量生産・大量消費社会の進展と情報化社会の進展により、商品や役務に関する情報の多様化や契約の複雑化することで生じている⁽⁵⁾。そこで、この問題の背景に消費者・事業者の情報力・交渉力等の格差の存在があり、それを前提とした消費者取引全体に適用される適正な民事法規が必要となった。

消費者に関する基本的な法律として、「消費者保護基本法（1986年）」から「消費者基本法（2004年）」が施行され、消費者法に関する基本的理念の大きな転換がなされた。具体的には、消費者問題の原因を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」と捉え、これを是正するため

に、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念」を定め、国等の責務等を明らかにし、「その施策の基本となる事項を定めること」が目的規定（1条）として定められた。

また、その「施策」として、第2条の基本理念に従い、事業者に対して「消費者取引における公正を確保等（5条）」の責務が規定され、国に対して「消費者・事業者間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずること（12条）」が規定された。それにより、私法規定による消費者のための施策が消費者基本法の体系に明示的に位置づけられることになった。⁽⁶⁾

消費者基本法は、「消費者の権利」を実現するために国の施策を宣言したものと見える。しかし、この「権利」は抽象的なものであり、消費者がその「権利」に基づいて具体的な請求を行うには、その権利が救済されるために個別の法律が制定され、また裁判所で消費者の「権利」が具体的に認められる必要がある。⁽⁷⁾そして、消費者契約における不当条項規制の具体的な規定として、消費者契約法が存在し、消費者基本法の理念が実現されることになる。

2. 消費者契約法の基本理念⁽⁸⁾

消費者契約法は、消費者基本法と同様の法目的（法1条）を規定する。消費者契約法は「消費者・事業者間における情報量・交渉力の格差」を鑑み、契約締結過程に関するルール、契約内容の公正性に関するルールなどを定める。そこでは、弱者として保護対象とされてきた消費者から、「自立した権利者」としての消費者像の確立、及び、行政主導の予防的・事前規制から、公正で自由な競争を確保するための市場ルールを形成し、そのルールのもとで規制を行う事後規制を中心とする法システムの確立という意味での大きな転換がなされた。⁽⁹⁾そして、不当条項規制は、民法の一般法理による規制と約款規制に関連した問題とされてきたが、本法により「消費者契約における不

当条項規制」として一歩進んだ展開を示している。

消費者契約法は、不当条項規制の類型として個別条項規制（8条、9条）と一般条項による規制（10条）を定めた。⁽¹⁰⁾一般条項としての10条は、個別条項規制から漏れた多様な不当条項に対応するための「受皿規定」として設けられている。⁽¹¹⁾

10条の意義について、中田邦博教授は、「消費者契約における不当条項について、積極的な審査権能を裁判官に付与した重要な意義を有し、裁判官は消費者契約における内容形成を単に当事者間の形式的な合意に委ねて事足りるとするのではなく、契約の内容を吟味しながら、その（筆者：契約条項の）合理性を判断しなければならず、その判断基準は契約内容を形成する際に社会的なレベルで承認されるスタンダードとして提供される」とし、当該過程により「消費者契約において一定の合理的な契約条項ないし契約類型が形成される」と述べる。⁽¹²⁾つまり、消費者契約法による不当条項規制は、従来の民法を大幅に修正したものである。⁽¹³⁾

3. 小括

不当条項規制は、消費者・事業者の構造的格差による契約自由の濫用が当事者の対等な取引関係（取引メカニズム）を破壊することに見出されている。⁽¹⁴⁾このとき、私的自治・契約自由を根拠に契約の拘束力を肯定したのでは、消費者の自己決定権が十分に保証されなくなる。⁽¹⁵⁾そこで、不当条項規制の正当化根拠は、契約当事者間の情報力・交渉力の格差とされる。^{(16) (17)}つまり、格差のある当事者の契約において、「実質的な契約の自由」が確保されていない場合は、自己決定・私的自治に基づく責任を負えないため、不当な契約条項の拘束力を否定するものである。⁽¹⁸⁾

そこで、「格差の是正」という基本理念に基づき、消費者基本法により国家の責務を認め、契約への介入を行うことで、消費者の自己決定が可能な環境を整備する目的を達成することになる。⁽¹⁹⁾しかし、自己決定の確保という観点では不当条項規制の必要を根拠づけることが困難であるとの指摘がある。⁽²⁰⁾

不当条項規制は信義則・公序良俗の延長にあって、任意法規の任意性を部分的に修正するものであり、契約内容の決定の場面における信義則が具体化したものとされる⁽²¹⁾。これに対し、従来の不当条項規制は、特別な規定がない限り、民法90条によることが基本とされてきた⁽²²⁾。確かに、一般条項の意義は、消費者契約に関して、不当条項を無効とする基準を緩和したことにあ⁽²³⁾る。しかし、消費者契約法における不当条項規制について、具体的内容とともに正当化根拠について原理レベルからの考察が必要となる⁽²⁴⁾。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

二 裁判例の傾向⁽²⁷⁾

1. 10条の適用範囲

消費者契約法における不当条項規制は、個別条項規制以外の契約条項は広範囲に10条の適用対象となっている。例えば、賃貸借契約の更新料条項⁽²⁸⁾、解除制限条項⁽²⁹⁾、専属管轄合意⁽³⁰⁾、年金支給額の変更条項⁽³¹⁾、代金支払債務の弁済期を先履行とする条項⁽³²⁾、クレジットカードの不正利用による損害填補規定⁽³³⁾、請負予約における工事申込金の不返還条項⁽³⁴⁾、早期完済違約金条項⁽³⁵⁾、老人ホームの入居一時金の償却合意⁽³⁶⁾、保険契約における無催告失効条項⁽³⁷⁾、税理士との委任契約における解除時の報酬支払条項⁽³⁸⁾、ベンチャーの脱退禁止規定などがある。また、上記以外の消費者の利益を害する条項として、契約内容変更権などが挙げられている⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。

このような多様な条項のうち、不当条項リストの拡充として「消費者の解除権を放棄させる条項（改正法8条の2）が追加されたが、多くの条項については引き続き検討を要するものとなった。そして、10条で不当性が判断されている条項には、本来であれば8条、9条1号による有効性判断が妥当する条項が存するとの指摘がある。そこで、10条後段要件に関連する裁判例を概観することにより、不当条項規制の外延が明らかになるとと思われる。

2. 10条後段要件の裁判例の傾向

10条後段要件「信義則に反し、消費者の利益を一般的に害する」の該当性

については、最高裁判決⁽⁴⁴⁾において、「消費者契約法の趣旨、目的に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべき」とされた。そして、裁判例の傾向をまとめると、(1) 契約締結過程における条項の説明による消費者の明確な認識に関する主観的要件、(2) 消費者に加重された義務による金銭額の多寡など条項内容の妥当性に関する客観的要件、(3) 契約実務の慣行、標準約款などの外的基準、以上の3つの観点に分けることができる⁽⁴⁵⁾。

(1) 主観的要件

主観的要件について、敷引特約や更新料特約に関する裁判例で、当該条項が「契約書の明示されている場合…敷引金の額についても明確に認識した⁽⁴⁶⁾」、「当該約定の存在及び金額について説明を受けている⁽⁴⁷⁾」、「交渉の余地がなく情報の格差がある⁽⁴⁸⁾」、「敷引特約を排除することは困難⁽⁴⁹⁾」など、消費者・事業者の情報・交渉力の格差が考慮されている。これに加えて、定額補修分担金に関する裁判例⁽⁵⁰⁾、老人ホームの一時入居金償還条項の裁判例では、「自由な意思に基づく」選択がされたことが認定されている。この点は、携帯電話利用契約の解除料条項の裁判例における「消費者の選択可能性」と共通する。また、放送受信契約の規約は、官報やウェブサイト等で一般に周知されていることを理由とする裁判例⁽⁵³⁾もあり、消費者の認識の程度や具体的な内容については、条項の種類により判断が異なる。

契約の種類を問わず、多くの裁判例で主観的要件について問題とされている。これは、事業者と消費者の間に存在する情報・交渉力の格差により相手方の利益を一方的に害する特約を課すことを問題としていることが指摘されており、その具体的観点として、当該格差は、条項の存在の明記や説明で足りず、条項の趣旨の説明まで要求しているとされている⁽⁵⁴⁾。この観点は、10条後段の該当性を肯定する要素のみならず、否定する要素として用いられているため⁽⁵⁵⁾、このような理解が、10条の趣旨である事業者と消費者の情報・交渉力の格差を是正することとの整合性に検討が必要となる⁽⁵⁶⁾。

(2) 客観的要件

条項内容の妥当性については、主に金銭的な負担に関する条項でその客観的妥当性が問題とされている。例えば、敷引特約における控除率の高さを指摘する裁判例⁽⁵⁷⁾、更新料特約における金額の多寡を指摘する裁判例⁽⁵⁸⁾を挙げることができる。また、賃貸借契約の自然損耗等の原状回復費用の負担を課すこと⁽⁵⁹⁾が「二重の負担を強いる」とする裁判例もある。その他、いわゆる早期完済違約金条項⁽⁶⁰⁾について、「法律上の支払義務がない金員の負担」とした裁判例⁽⁶⁰⁾もある。弁護士のみなし成功報酬特約について、弁護士会の旧報酬等基準規程が定める上限報酬額の約三倍にも及ぶ高額報酬の正当化を検討した裁判例⁽⁶¹⁾がある。

また、金銭的な負担を内容としない条項として、例えば、生命保険契約の無催告失効条項⁽⁶²⁾に関する最高裁判決及び一連の下級審判決⁽⁶³⁾、賃貸借契約における賃借人の成年被後見人及び被保佐人の審判開始申し立てを事由とする解除条項⁽⁶⁴⁾についての裁判例⁽⁶⁴⁾がある。これらの裁判例では、負担する条項を数量的に判断することができないため、当該条項を契約内容とした場合における消費者の不利益を考慮するものと考えられ、条項を設定することの合理性が検討されているといえる。

しかし、金額の多寡を要素とする裁判例においても、例えば、携帯電話利用契約における解約金条項と基本使用料割引など、他の事項（主に中心的な対価）との関連性も考慮されている⁽⁶⁵⁾。また、生命保険の無催告失効条項の裁判例⁽⁶⁶⁾では、催告を行わない定めについて「大量処理の観点からも十分合理的」とされ、保険料の再振替を行わないことにつき、「保険契約の性質上、その金銭的なコストを保険料に転嫁しなければならないが、本件保険契約は、保険料の額を低く抑えた商品であるため、当該コストの転嫁を避けるため…再振替の取扱いをとることによるコストと対比して、…被告（筆者：保険会社）が上記再振替の取扱いをしないことが不合理であるとはいえない」とした裁判例⁽⁶⁷⁾がある。

(3) 外的基準

契約実務の慣行、標準約款などについて、敷引特約が付されることが慣行となっており、当該特約を排除することが困難とする裁判例、放送受信契約⁽⁶⁸⁾における放送受信規約について「総務大臣の認可」を考慮した裁判例⁽⁶⁹⁾、同種の事案として、放送法32条を強行規定と解して、これに従った放送受信規約について10条の適用がないとした裁判例⁽⁷⁰⁾、有料老人ホームの一時入居金の額等について、東京都の設置運営指導方針に従ったことを考慮した裁判例⁽⁷¹⁾がある。

また、民法90条の判断であるが、航空券の取消手数料について「標準旅行業約款手配旅行契約の部と同一内容を定めたもの」として無効を否定した裁判例⁽⁷²⁾、自動車の売買契約の契約締結日を定める条項につき「標準約款はそれ自体法的拘束力や規範的効力を有するものでない以上、これに反する契約が当然に無効となったり、その内容が標準約款に沿うように変更を受ける性質のものでない」とした裁判例⁽⁷³⁾、互助会の解約金について「業界団体が作成した標準約款については、その内容が合理的である場合には平均的損害の算定にあたって考慮する余地もある」とした裁判例⁽⁷⁴⁾などを挙げるができる。

3. 小括

以上の裁判例の傾向により、10条後段要件の判断は、主観的要素と客観的要素を中心に検討されており、その関係性が問題となる⁽⁷⁵⁾。

賃貸借契約に関連する裁判例では主観的要素が重視されており、適切な説明と明確な認識があれば当該条項は有効とされるおそれがある^{(76) (77)}。消費者・事業者間には構造的な格差が存在しており、それが不当条項を規制する理由である。そのため、情報・交渉力の格差が十分に是正されて条項内容が不当にならない場面は限定であるとされる。

そこで、条項内容の不当性判断に当たり、まずは条項内容自体の妥当性を判断すべきであるとする考えがある⁽⁷⁸⁾。そして、賃貸借契約以外の事案において、主観的要素よりも客観的要素を重視して後段要件該当性を判断した事例

がある。例えば、予備校の解除制限特約についての裁判例⁽⁷⁹⁾は「申込者からの中途解除により講師の手配や講義の準備作業等に関して影響を受けることがあるとしても、当該冬期講習や年間模試が複数の申込者を対象としており、その準備作業等が、申込者一人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられない以上…信義則に反し、消費者の利益を一方的に害する」とする。本判決は、消費者の解除によって事業者に損害が生じるかどうかを考慮に入れていることは9条1号の「平均的な損害」の判断と類似している⁽⁸⁰⁾。また、9条1号が適用された学納金返還訴訟においても、当該条項について、10条の適用が適切であるとの指摘がある⁽⁸¹⁾。

このことから、条項の種類によっては客観的な不当性のみで後段要件該当性を判断することが可能であるとされている⁽⁸²⁾。そこで、契約条項の不当性判断において、当該条項の種類により判断要素が異なることが示唆されている^{(83) (84)}。

条項の種類による不当条項の判断要素の区別について、消費者契約法において個別条項規制として規定されている8条と9条が参考になると思われる。なぜなら、8条・9条は客観的な要件を満たすことで当該条項を無効とされ⁽⁸⁵⁾、また、前述のように10条が適用されている事例であっても、本来的には8条や9条の判断に近い事例が存在するからである。そこで、次章では10条が適用された裁判例を8条・9条の枠組みを参考としつつ分類する。

三 裁判例の分類

1. 分類の視点

法8条は、債務不履行責任の制限、不法行為責任の制限、瑕疵担保責任の制限の3つを規定する。例えば、債務不履行責任の制限は「事業者は、消費者に対し債務を履行することを約束した以上、自己の責に帰すべき事由によってその債務を履行しなかったときは、原則として責任を免れることはできない」という考えを基礎とする⁽⁸⁶⁾。つまり、帰責事由に基づき責任を負う場合には、原則としてその責任を免れることはできないことを基礎とする。

また、法9条は、損害賠償額の予定、違約金の定め等の制限について規定す

る。これは「消費者側が、事業者に生じた実損害の額を証明できる場合にまで、それを上回る賠償を認めるならば、事業者は不当に利益を得る」という⁽⁸⁷⁾考えを基礎とする。つまり、これらは民法416条を前提とする規定であり⁽⁸⁸⁾、消費者の帰責事由により事業者が生じた損害を賠償する義務が生じていることを前提とするものである。

そして、8条・9条は法規範により消費者に分配された権利・義務の存在を前提とする規定であり、その状態から権利を制限し、義務を加重する条項を規制するものである。つまり、10条後段における信義則違反を「当該条項がない場合」⁽⁸⁹⁾を基準とすることと共通する⁽⁹⁰⁾。

しかし、8条・9条は「明確性の要請」⁽⁹¹⁾に基づき、その要件が限定的となっている。そのため、本来的には8条・9条の対象となり得る条項が、10条により判断されている場合がある⁽⁹²⁾。ここで、消費者の義務を加重する条項には2つの意味が含まれていると考える。第1に、9条が対象とするような、すでに生じ得る義務の内容を加重する条項であり、第2に、当該条項により消費者に新たな義務（負担）を生じさせるものである⁽⁹³⁾。本章において上記の点に留意しつつ、（1）消費者の権利を制限する条項、（2）消費者の本来的な義務を加重する条項、（3）新たな負担を課す条項及びその他の条項、に基準として裁判例を分類する。

2. 分類

（1）消費者の権利を制限する条項

消費者の権利を制限する契約条項について、①請負予約における工事申込金について、請負契約が成立しない場合に不返還とする条項は、不当利得返還請求権を事前に放棄させるものとして無効とした事例がある。また、②行政書士との委任契約において、既払金の返金免除合意は消費者の利益を一方的に害する内容であることが明らかであるから、法10条により無効とした事例⁽⁹⁴⁾、③土地の売買契約において、原告（買主）による瑕疵担保責任の行使期間を、瑕疵の認識の有無にかかわらず、引渡日から3か月以内に短縮する特

約を無効とした事例⁽⁹⁶⁾がある。これらは、民法上認められる権利を制限するものとして8条の枠組みに含まれると思われる。同様の事例として、④愛玩動物（犬）の売買契約において、目的物の瑕疵（飼育上の重大な先天性欠陥）による損害賠償責任について、契約から一定期間経過後の責任を免除する条項を有効とした事例⁽⁹⁷⁾がある。本事例では、「すべて責任を免除しているのでないため8条1項5号に該当しないとしつつ、当該期間経過前において、被告（筆者：売主）の管理下における感染を原因とする蓋然性が高いものとして、被告がその治療費について売買代金の限度で賠償責任を負担するものとするには、合理的な理由があり、それが何らかの先天的ないし遺伝的な欠陥を有している危険性ないし可能性は常に否定できないのであって、そのような欠陥があった場合についての売主の責任を一定の範囲に限定することは、売買の目的物の性質に照らし合理的」としており、条項の合理性を具体的に判断している。

⑤ベンチャー企業への投資についてのパートナーシップ契約における脱退禁止規定が、民法678条2項が「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」でなく、本件脱退禁止規定は、当該組合員ら全員に適用されるものであって、原告の利益を一方的に害するものでなく、法10条により無効となると解することはできないとした事例⁽⁹⁸⁾がある。

また、⑥中古車販売業者が消費者から買い受けた重大な瑕疵⁽⁹⁹⁾のある普通乗用自動車の売買契約において、瑕疵の存在について過失の有無を問わず、また、解除行使期間の定めもない、解除を認める条項につき、本件契約の解除に当たって適用される民法の規定よりも消費者である売主の義務を加重し信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと認められ、当該条項を無効とした事例⁽¹⁰⁰⁾がある。本事例では、事業者を一方的に有利にする内容であり、任意法に基づいた予測可能性を「消費者の利益」としたものと思われる⁽¹⁰¹⁾。これに対し、⑦国有財産である土地の売買契約において、瑕疵担保責任に基づく権利の行使期間を民法の規定よりも短縮する特約は、その締結のみを信義則に違反するものといえず、本件売買当時、被告（国）の担当者が本

件瑕疵の存在を認識し又は認識し得たとまで認めることはできないから、被告が本件特約により担保責任を軽減されることが信義則に反し、本件特約が消費者の利益を一方的に害するものであるとはいえないとした事例⁽¹⁰³⁾がある。本事例は、特約自体の成立を認めつつ、相手方の個別事情を考慮したものとと言える。

法律上の主張を制限する条項として、⑧電話機のリース契約において、錯誤、詐欺、公序良俗違反の主張ができないとする規定を法10条の趣旨に照らして、無効とする事例⁽¹⁰⁴⁾がある。本事例は、法律上の主張を制限することで、取消権や法律行為の無効により生じる権利を制限したものとと言える。また、⑨国際結婚仲介契約において、契約を解約する際に、所定の解約書により行う旨、及び提出されたパスポートは一切返却しない旨の定めが消費者契約法10条により無効となった事例⁽¹⁰⁵⁾がある。本事例は当該条項を「本来意思表示をもって足りる解約の意思表示について消費者である被告らの利益を害する条項であり、消費者の海外渡航の自由を制限するものであって無効」であると

する。そして、紛争の解決手段を定めることも「消費者の利益」と関連する。例えば、⑩スイス連邦法を準拠法として設立された銀行である被告に口座を開設して金銭を預託し、被告から投資の勧誘を受け株式を取得した原告らが、本件各口座開設契約に関連して発生する紛争につき、スイスのチューリッヒの裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする管轄合意が、原告らの有する資力、本件管轄合意条項について認識・理解する機会や可能性が十分与えられていたことを考慮して、本件管轄合意が著しく不公平、不公正であるとまではいえず、公序法に違反するとはいえない上、消費者契約法の趣旨に照らしても、なお原告らの利益を一方的に害し、信義則上、原被告間の衡平を損なう程度に原告らの保護法益を侵害するとはいえないとして、本件管轄合意を有効とした事例⁽¹⁰⁶⁾がある。

(2) 消費者の本来的な義務を加重する条項

①税理士の委任契約において、依頼者の事情により、委任業務の着手後に

当該契約を解除したときは報酬全額を支払う条項を、民法648条3項の適用による場合に比し、消費者の義務を加重するものであって、民法1条2項の信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから無効とした事例⁽¹⁰⁷⁾がある。本事例では「民法648条3項に基づき、原告（税理士）の業務遂行量に応じた支払義務があるとしつつも、当該金額を既に着手金として支払っており、それが当該報酬に充てられるべき」とする。

また、②マンションの一室の売買契約における契約解除による違約金を定めた条項について、宅建業法38条に違反するものではなく、消費者契約法11条2項「他の法律の別段の定め」に該当するとして、9条1項及び10条は適用されないとした事例⁽¹⁰⁸⁾がある。

(3) 新たな負担を課す条項及びその他の条項

本分類に該当する条項として、前述の更新料条項、敷引条項、定額修補金負担条項などが挙げられる。しかし、当該条項により生じる負担をどのように位置付けるかは、契約の解釈によると思われる⁽¹⁰⁹⁾。

関連するものとして、①商品先物取引の契約において、委託手数料の条項が一般的に、「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」とはいえないことは明らかとした事例⁽¹¹⁰⁾がある。本事例は「原告は商品先物取引の経験者であったから、原告には商品先物取引を行えば、委託手数料が発生することは自明であった上、被告は（筆者：委託手数料について記載されている）受託契約準則、商品先物取引委託のガイドを原告に交付することによって、委託手数料を原告に説明し、原告もアンケートの回答で委託手数料について理解することができた旨」を回答したとしている。

また、②クレジットカードのカード名義人の家族等により不正使用された場合に、その損害を填補しない旨の規定に合理性があり、実質的に不当ではなく、当該規定が有効であるとした事例⁽¹¹¹⁾がある。本判決は「カード名義人は、カード会社に対して、貸与されたカードの管理につき善管注意義務を負

っており（民法400条）、また、家族等による不正利用を防止することができる立場にあること等の事情も考え併せれば、カードの不正利用について、家族等による不正利用と第三者による不正利用の場合と区別し、家族等による不正利用の場合にはカード名義人に対してより重い責任を課することを内容とする本件規定には合理性がある」とする。

③重度障害共済金の支払を含む共済契約における「基本契約の発効日または更新日以後の傷害または疾病を原因」に保障範囲を限定する条項について、被共済者が共済期間中に重度障害となった場合の客観的な保障範囲を画する規定であると解されるのであり、当該条項が、共済契約者及び被共済者の主観的態様と無関係に適用されることをもって、民法1条2項に規定する信義誠実の原則に反して消費者たる契約者の権利を一方的に害するものとは認められないとした事例⁽¹¹²⁾がある。

別の側面として、契約内容の利用条件等を定めた場合にも、その妥当性が問題となる。例えば、④オンラインゲームの利用契約において、一定の包括的な禁止事項及びゲーム管理者の裁量により利用者の情報の削除を定める利用規約を有効とした事例⁽¹¹³⁾がある。同様の事例として、⑤インターネットポータルサイト利用契約のオンラインゲーム利用において、当該サービス内で獲得したアイテム、金銭等の売買その他の有償取引を行うことを禁止する規定等について、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する規定であると認められないとした事例⁽¹¹⁴⁾がある。さらに、⑥銀行（原告）との間で担保不動産の購入資金のために行った金銭消費貸借契約において、円からユーロへの通貨転換条項が被告に一方的に不利益を与えるものでないから、通貨転換条項は法10条により無効でないとした事例⁽¹¹⁵⁾がある。

3. 小括

(1)(2)(3)のいずれの分類においても、主観的要素よりも客観的要素が重視して検討されていると思われる。例えば、(1)①②⑧事例などは、主観的要素を考慮せずに契約条項の無効を判断している。これに加えて、以下の2

点を指摘することができる。

(i) 契約類型・内容により考慮される要素が異なり、契約類型・内容ごとの権利・義務の性質の検討が必要となる。例えば、(1)③④⑥⑦事例は、いずれも売買契約であるが目的物が異なるため、権利を制限する条項の意味が異なる。(1)⑥事例では、中古自動車買取に関して、事業者は目的物について通常以上の注意を要することが考慮されている。このことは、愛玩動物の売買((1)④)、宅建業者によるマンションの一室の販売((2)②)、商品先物取引契約の委託料((3)①)、クレジットカードの不正利用による損害填補条項((3)②)、オンラインゲーム利用契約における管理者の権限の定める条項等((3)③④)など、契約の類型・内容により、不当性判断の基準が異なると思われる。

(ii) 契約類型・内容とともに具体的な当事者の関係性も考慮されている。つまり、契約類型・内容が類似しても、契約当事者間の具体的な関係性により不当条項の判断が異なると思われる。例えば、(1)③事例において、消費者側が土地の利用状況について確認を求めたが、事業者側が十分に調査しなかったという事情の下で、瑕疵担保責任を軽減する契約条項が無効とされている。また、(1)⑦事例において、国有地を購入する以前に買主が土地の瑕疵について十分に知り得る事情があったとされており、かかる事情の下で、同様に瑕疵担保責任を軽減したとしても、当該契約条項は有効であるとする。また、商品先物取引の契約((3)①)において、消費者の取引経験などが契約条項の成立とともに有効性の判断に用いられている。これは、消費者の資力などを考慮した専属管轄に関する条項の事例((1)⑩)でも同様と⁽¹¹⁶⁾言える。

以上のように、法10条により不当条項規制は、条項内容が客観的に判断され無効となる場合と、契約の諸事情を考慮して無効となる場合がある⁽¹¹⁷⁾。後者については、(i) 契約類型・内容により不当性判断の基準が異なること、(ii) 契約当事者の具体的な関係性が考慮されていることが指摘できる。特に、(ii) については、契約に関する事情の知・不知のみならず、情報量・

交渉力などの「取引力」が問題となっていると考えられる。

四 結語

本稿では、不当条項規制の法的枠組みについて、法8条、9条、10条を中心に裁判例を横断的に検討した。不当条項規制について、法10条により判断される条項が多様であるために、どのような視点に基づいて不当条項性の判断がされるかが問題となる。

この問題について、学説はすでに条項の種類による分類の必要性を指摘しており、裁判例において、条項内容を客観的に判断する場合と、契約の諸事情を考慮して無効となる場合がある。その際、契約類型・内容及び当事者の具体的な関係性により不当条項規制の判断が異なることも示唆することができる。今後は、これらの類型化及び理論的整理が必要となり、それとともに、不当条項規制について原理レベルからの検討が必要となる。

なお、本稿において、不当条項規制に関する理論的な整理について不十分な点が多くあった。また、裁判例の分類についても、より具体的な検証が必要と思われる。本稿により明らかとなった課題とともに今後の課題とする。

- (1) 改正の概要について、山本敬三「2016年度消費者契約法改正の概要と課題」法時88巻12号4頁以下、及び当該誌に掲載の論稿を参照。また、河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』（信山社 2013年）も参照。なお、不当条項規制について多くの論稿があり、紙幅と能力の関係から、そのすべてを網羅できないことにご了承願いたい。
- (2) 山本敬三・前掲注1「概要と課題」9頁以下。特に不当条項規制について、同誌に原田昌和「現行規定（8条・9条）の見直し」50頁以下、大澤彩「不当条項リストの追加・10条の見直し—2016年消費者契約法改正が残した課題」57頁を参照。
- (3) 河上編・前掲注1「不当条項リストの補完〔大澤彩〕」67頁以下。
- (4) 消費者法の基本的理念について、長尾治助ほか編『レクチャー消費者法〔第5版〕』6頁以下〔長尾治助〕（法律文化社 2011年）参照。
- (5) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタル消費者契約法〔第2版増補版〕』7頁（商事法務 2015年）。
- (6) 長尾・前掲注4 11頁。

- (7) 中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第2版〕〔中田邦博〕』10頁（日本評論社 2016年）。
- (8) 消費者契約法の立法過程については、大澤彩「不当条項規制の構造と展開」98頁以下（有斐閣 2010年）参照。
- (9) 李玉花「消費者契約における不当条項規制に関する考察—建物賃貸借契約における特約の合理性判断を中心として—国土館法研論集 第11号123頁以下（2010年）。
- (10) 各条項規制の概要について、山本敬三「消費者契約立法と不当条項規制」NBL686号14頁以下、を参照。
- (11) 山本敬三「消費者契約法の意義と民法の課題」民商123巻4・5号541頁は、これまで無効とされなかった条項を無効とする規定とする。
- (12) 中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第2版〕〔中田邦博〕』91頁（日本評論社 2016年）。
- (13) 山本敬三・前掲注11 541頁。
- (14) 中田ほか編・前掲注12〔中田邦博〕87頁。
- (15) 潮見佳男『民法総則講義』197頁（有斐閣 2005年）。
- (16) 内閣府国民生活局編『逐条解説 消費者契約法〔新版〕』157頁（商事法務 2007年）は「取引が多様化・複雑化するなかで情報・交渉力の面で消費者と事業者との間に大きな格差が存在する状況において、事業者が適切なバランスを失し、自己に一方的に有利な結果を来す可能性も否定できない。このように、消費者にとって不当な契約条項により権利を制限される場合には、消費者の正当な利益を保護するため当該条項の効力の全部または一部を否定することが適当」とする。
- (17) 山本敬三「消費者契約立法と不当条項規制」NBL686号22頁（2000年）。
- (18) 日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会編『コンメンタル消費者契約法〔第2版増補版〕』21頁以下（商事法務 2015年）。
- (19) 第16次国民生活審議会消費者政策部中間報告「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」4頁以下。
- (20) 山本敬三・前掲注10 33頁では、消費者・事業者の構造的格差を前提とするため、情報量や交渉力の格差を是正することは事実上不可能であり、消費者を保護するために特別な不当条項規制が必要である、とする。
- (21) 河上正二「民法総則講義」391頁（日本評論社 2007年）。
- (22) 河上正二・私法62号14頁。
- (23) 山本敬三・前掲注11 541頁。
- (24) 山本敬三・前掲注11 541頁。
- (25) 不当条項規制と消費者公序論との関係について、消費者公序論は、消費者基本法に規定する「抽象的な消費者の権利」を、消費者契約法における具体的規定及び不当条項規制の理念により、実現するための積極的な根拠として考えることができる。す

なわち、公序良俗論の再構成において「消費者公序論」が展開され（大村敦志『消費者法〔第4版〕127頁以下（有斐閣 2011年））、契約内容の妥当性確保のために裁判所の積極的な介入が認識されることとの関連で、これを消費者基本法・消費者契約法による契約の適正化を根拠づけるものとして位置づけ得る。これは、消費者の権利を保護・実現する点では、「法令＝基本権保護型（山本敬三『公序良俗論の再構成』193頁以下（有斐閣 2000年））」に共通点を見出し得る。しかし、公序良俗論の新しい展開について、不十分であるとの見解もあり（例えば、山本敬三「消費者契約法の意義と民法の課題」民商123巻4・5号540頁以下）、不当条項規制と消費者公序論の関係について、さらなる検討が必要となる。

なお、潮見佳男「消費者契約法と民法理論」法セ549号14頁では、消費者契約法10条について、従来民法90条で対応できなかった不当条項規制の裏返しとして「信義則」が持ち出されたことを指摘しつつも「信義則に依拠しながら、広義における消費者公序を体現したもの」とする（なお、民法90条との関係について、潮見佳男「不当条項の内容規制」私法62号42頁以下参照）。

- (26) 山本豊「消費者契約法10条の生成と展開—施行後10年後の中間回顧」NBL959号14頁以下で、「どのような正当化根拠を定立するかについて、共通理解が形成されているとは到底いえない」と指摘して、不当条項規制の正当化根拠について検討されている。
- (27) 本章について、大澤彩「不当条項規制関連裁判例の傾向から見る消費者契約法の課題」85頁 消費者庁 HP『平成23年度消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査結果報告』（<http://www.caa.go.jp/planning/23keiyaku.html>）に多く依拠している。
- (28) 最判平成23年3月24日民集65巻2号903頁、山本豊「判批」NBL954号13頁、丸山絵美子「判批」ジュリスト臨時増刊1440号64頁、千葉恵美子「判批」判時2145号154頁など。更新料特約の法的性質について、大澤彩「建物賃貸借契約における更新料特約の規制法理（上）（下）—消費者契約法10条における『信義則』違反の意義・考慮要素に関する一考察—」NBL931号19頁以下、932号57頁以下（2010年）参照。
- (29) 東京地裁平成15年11月10日（判タ1164号153頁）、本判決の評釈として、鹿野菜穂子・別冊ジュリスト200号100頁〔消費者法判例百選〕進学塾の中途解約と授業料返還請求、今西康人・判時1861号177頁など。
- (30) 大阪高裁平成16年5月10日平16（ラ）268号（2004WLJPCA05106001）。
- (31) 大阪高裁平成18年11月28日（判タ1267号224頁）。
- (32) 福岡地裁平成19年2月16日（判時2024号35頁）。
- (33) 東京地裁平成21年9月29日平20（ワ）20067号（2009WLJPCA09298026）。
- (34) 東京地裁平成20年12月25日平19（ワ）24131号（2008WLJPCA12258007）。
- (35) 大阪高裁平成21年10月23日平21（ネ）1437号（2009WLJPCA10236001）など。

- (36) 東京地裁平成21年5月19日判時2048号56頁など。
- (37) 最判平成24年3月16日（判タ1370号115頁）、東京高裁平成21年9月30日（判タ1317号72頁）、東京地裁平成24年9月12日（判タ1387号336頁）、東京高裁平成24年10月25日（判タ1387号266頁）など。
- (38) 東京地裁平成19年7月25日平18（ワ）21381号（2007WLJPCA07258009）。
- (39) 東京地裁平成22年4月27日平21（ワ）16254号（2010WLJPCA04278023）。
- (40) 河上正二ほか『消費者契約における不当条項の横断的分析』別冊NBL128号（商事法務 2009年）参照。
- (41) 消費者委員会消費者契約法専門調査会「消費者契約法専門調査会報告書（平成27年〔2015〕年12月）」<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting5/>
- (42) 消費者委員会消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」36頁（http://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/other/meeting5/doc/201508_chuukan.pdf）
- (43) 大澤彩・前掲注27 83頁では、8条、9条の要件が限定的であるため、10条により判断される条項の範囲の過剰な拡大があるとする。
- (44) 最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁。
- (45) 大澤彩・前掲注27 85頁。
- (46) 最判平成23年3月24日民集65巻2号903頁、山本豊「判批」NBL954号13頁、丸山絵美子「判批」ジュリスト臨時増刊1440号64頁、千葉恵美子「判批」判時2145号154頁など。
- (47) 京都地裁平成20年1月30日（判タ1279号225頁）、大島崇史「判批」別冊判例タイムズ25号66頁（平成20年度主要民事判例解説）。
- (48) 京都地裁平成21年9月25日（判時2066号81頁）。
- (49) 大阪地裁平成19年3月30日（判タ1273号221頁）。
- (50) 京都地裁平成21年9月30日（判タ1319号262頁）。
- (51) 東京地裁平成21年5月19日（判時2048号56頁）。
- (52) 京都地裁平成24年11月20日（判タ1389号340頁）、大阪高裁平成25年3月29日（判時2119号64頁）。
- (53) 東京地裁平成21年7月28日（判タ1303号81頁）。
- (54) 大澤・前掲注27 84頁。
- (55) 例えば、更新料の最高裁判決及び一連の下級審判決。
- (56) 大澤・前掲注27 85頁。
- (57) 京都地裁平成21年7月23日（判タ1316号192頁）。
- (58) 更新料最高裁判決・前掲注45。
- (59) 返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項。
- (60) 京都地裁平成21年4月23日（判時2055号123頁）。

- (61) 横浜地裁平成21年7月10日（判時2074号97頁）。
- (62) 最判平成24年3月16日（判タ1370号115頁）。
- (63) 東京高裁平成21年9月30日（判タ1317号72頁）、東京地裁平成24年9月12日（判タ1387号336頁）、東京高裁平成24年10月25日（判タ1387号266頁）など。
- (64) 大阪地裁平成24年11月12日（判時2174号77頁）、なお本判決では、「申し立てによって財産の管理が行われることになるから、むしろ、賃料債務の履行が確保」できるとされた。また、これを理由に「10条前段及び後段に該当しない」と前段要件・後段要件を区別していない。
- (65) 大阪高裁平成25年3月29日。
- (66) 東京地裁平成24年9月12日（判タ1387号336頁）。
- (67) 東京地裁平成27年3月26日（判タ1421号246頁）。
- (68) 神戸地裁神戸地裁平成17年7月14日（判時1901号87頁）、大阪地裁平成19年3月30日（判タ1273号221頁）。
- (69) 前掲注（37）東京地裁平成21年7月28日（判タ1303号81頁）。
- (70) 東京高裁平成22年6月29日（判時2104号40頁）。
- (71) 京地裁平成22年9月28日（判時2104号57頁）。
- (72) 東京地裁平成23年7月28日（判タ1374号163頁）。
- (73) 大阪地裁平成14年7月19日（金判1162号32頁）。
- (74) 京都地裁平成23年12月13日（判時2140号42頁）、なお本判決は消費者契約法9条に関するものである。
- (75) 大澤・前掲注27 86頁。
- (76) 大澤・前掲注27 86頁「個別交渉を経た条項の規制の可否という根本的な問題とも合わせた検討を要する」と指摘する。
- (77) 山本豊・前掲注26 23頁では、敷引条項や更新料条項の判例について、条項内容の不当性は無効基準であると同時に、内容規制の正当化根拠（情報・交渉力格差の徴表）という二重の機能があるとする。
- (78) 大澤・前掲注27 86頁は「その上で情報・交渉力の格差が是正されたと言えるほどの交渉があったという場合にまで規制の対象とすべきかどうかを別段階の問題」とする
- (79) 東京地裁平成15年11月10日（判タ1164号153頁）。
- (80) 大澤・前掲注27 86頁。
- (81) 後藤巻則「判批」民商136巻4・5号624頁は、「学納金返還訴訟の一連の判決が9条を適用していることについて、不返還特約を解除の時期や理由を全く問題とせず、「一切返還しない」とする特約である。これは、実質上、解除を許さない特約である」とし、このような特約に消費者契約法9条1号を適用することの問題を指摘する。また、窪田充見『不返還特約の意味と位置づけを中心に』（「特集」学納金返還請求

最高裁判決を読んで NBL849号11頁は、不返還特約が実質的に解除権の排除としての意味を持つと理解するのであれば、端的に、当該特約の内容的な妥当性が問題とされるべき」とする。

- (82) 大澤・前掲注27 86頁「多くの賃貸借関連裁判例において条項の趣旨の説明等、条項を締結するに至る事情をも考慮に入れることによって条項の不当性が判断されていたのは、条項の不当性を内容面のみに着目して判断することが困難であったということによるのではないか」と指摘する。
- (83) 大澤・前掲注27 86頁。
- (84) 河上正二「消費者契約法の展望と課題」現代消費者法14号（2012年）75頁以下では、条項内容が客観的にみて不公正であると評価できる場合と、内容的に不公正といえないものであっても、一定の追加的「状況」により不公正となる場合を指摘する。
- (85) 山本豊・前掲注26 23頁では「8条・9条のような評価の余地なき不当条項リストの適用に当たっては、それらの規定に定められている要件以外の要素を考慮に入れることはリストの趣旨に反する」とする。
- (86) 山本敬三・前掲注11 533頁以下。
- (87) 山本敬三・前掲注10 26頁。
- (88) 山本敬三・前掲注11 538頁。
- (89) 山本敬三・前掲注10 31頁 注(41)の記述では、①その条項がなければ現行法上消費者に認められたはずの権利義務からどれだけ乖離しているか、②他の契約条件もあわせて考えたときに、その契約全体によって消費者がどれだけの利益を受けるかの、2つの基準によって判断する。
- (90) なお、山本豊・前掲注26 21頁では、「消費者契約法自体9条の規定を置いて、損害賠償予定条項の内容規制をしていることから示唆されるように、それらの契約条項にも10条前段は適用されると解すべき」とする。
- (91) 山本敬三・前掲注10 23頁、第17次国民生活審議会消費者政策部会報告「消費契約法（仮称）の立法に当たって（1999年2月）」10頁。
- (92) 不当条項の類型の追加の議論においても、8条・9条に近い条項が検討されている。
- (93) これは中心条項、中間条項、付随条項との区別とも関連する問題であるが、本稿においては紙幅の関係から立ち入らないこととする。
- (94) 東京地裁平成20年12月25日平19（ワ）24131号（2008WLJPCA12258007）。
- (95) 東京地裁平成26年11月28日平25（ワ）2980号・平25（ワ）7261号（2014WLJPCA11288004）。
- (96) 東京地裁平成22年6月29日平20（ワ）32609号（2010WLJPCA06298001）。本判決において、土地に環境基準を超える鉛が検出されるとともに、皮革等の燃え殻が多数埋設していた瑕疵があると認定されている。また、契約時に原告側から本件土地の従

前の利用方法や埋設物の有無等の確認を求められ、被告が「居住のみに使用しており、問題はない旨」の回答を行った事情がある。

- (97) 東京地裁平成16年7月8日平16(ワ)997号(2004WLJPCA07080007)。
- (98) 東京地裁平成22年4月27日平21(ワ)16254号(2010WLJPCA04278023)。当該規定の公序良俗違反について、本判決は「本件脱退禁止規定は、解散(合併による解散を除く)、死亡、破産又は除名のいずれかの事由がない限り、本件組合員らが被告から脱退することを認めないとするものである。そして、日本の民法上の組合については、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約は、組合員の自由を著しく制限するものであり、公の秩序に反するものというべきであると解されている(最高裁判所平成11年2月23日判決)。しかし、日本の民法上の組合の組合員は、組合の債権者に対し、自らの固有財産をもって弁済する責任を負い、その額に制限はないと考えられており、やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約が組合員の自由を著しく制限するものとして公の秩序に反すると解されるのは、この点に理由があると考えられる。他方、原告は、有限責任組合員であって、被告の債務に関し、その出資をした組合財産をもってする以外に何らの責任も負わないもの」として公序良俗に反しないとした。
- (99) 本件契約書では「盗難車、接合車、車台番号改ざん車等」と定める。
- (100) 右京簡裁平成18年3月10日平17(ハ)212号(2006WLJPCA03106002)。
- (101) 隠れた瑕疵について、①協会より不正車両について注意喚起がされていたこと、②高額車両であるため、慎重に点検すべきであった、として、瑕疵を知らなかったことにつき過失があるとされている。
- (102) 「本件土地の引渡しの日から2年間に限り被告が民法570条に規定する担保の責任を負うとの特約を合意」をしている。
- (103) 東京地裁平成27年11月25日平26(ワ)19986号(2015WLJPCA11258007)。
- (104) 東京地裁平成21年1月23日平20(ワ)18518号(2009WLJPCA01238027)。本判決は、「本件リース契約全体が無効となるとまでは言い難い」とする。
- (105) 東京地判平成15年11月26日平14(ワ)27108号(2003WLJPCA11260012)。
- (106) 東京地裁平成25年4月19日平23(ワ)17514号(2013WLJPCA04198001)。
- (107) 東京地裁平成19年7月25日平18(ワ)21381号・平18(ワ)25722号(2007WLJPCA07258009)。
- (108) 福岡高裁平成20年3月28日平19(ネ)202号(2008WLJPCA03288001)。本判決では「宅建業法38条が消費者の利益保護という見地から契約内容の適正化を図るために私法上の効力に対して直接規制をしたいわゆる効力規定であることは、その規定の仕方自体からも明らか」とする。
- (109) この点について、紙幅の関係上、立ち入った議論はしないこととする。
- (110) 東京地裁平成21年10月21日平20(ワ)9749号(2009WLJPCA10218014)。

- (111) さいたま地裁平成19年6月1日平19（レ）8号（2007WLJPCA06019002）。
- (112) 東京地裁平成26年5月12日平23（ワ）35036号（2014WLJPCA05128001）。本判決では「契約時に病識がなかったときは発効日以後に発病した疾病を原因とするものとみなすとの生命保険協会における取扱いは、ガイドラインであって、保険会社に対する拘束力を有するものとはされていない」とする。
- (113) 東京地裁平成21年9月16日平20（ワ）36662号（2009WLJPCA09168014）。本判決は「本件ゲームの適切な管理のために本件規約上で使用条件を定める際に、不適切な行為やその対応策をあらかじめ個別具体的にかつ網羅的に列挙することは實際上不可能であり、ある程度包括的な定め方ないし記載となったとしても、それが過度に広汎ないし不明確にわたるものでない限り、やむをえないものと解するのが相当」とし、「裁量権の逸脱またはその濫用により違法の問題が生じ得ることは格別、条項（規約）自体は信義則に反し利用者を一方的に害するものとは認められない」とする。
- (114) 東京地裁平成26年9月3日24（ワ）30553号（2014WLJPCA09038010）。本事例は、禁止規定に基づくIDの利用停止措置の解除等を求めた事例である。
- (115) 東京地裁平成27年3月31日平24（ワ）30809号（2015WLJPCA03318016）。本判決は、①当該条項により負う不利益は、為替相場という不確実な要素の変動による結果にすぎず、通貨転換条項自体によるものとはできない、②被告は投資会社の取締役という地位にあったから、為替リスクを認識し理解するに足りる十分な能力を有していたものと推認することができる、③為替リスクの存在を理解していることを表明しており、④契約当時は円建てが被告に有利であったことから、円建てによる借り入れを行っている、を認定している。
- (116) この点について、不当条項規制において個別的事情を考慮すべきかという問題と関連する。
- (117) 河上・前掲注84 75頁参照。